

生殖補助医療技術者のための リカレントセミナー 岡山

PGS/PGD バイオプシー 実技セミナー

2018年3月23日(金)

場 所 岡山大学 ART センター
対象者 PGS/PGD の技術習得をしたい方(中級者以上)
講 師 後藤優介(広島 HART クリニック)
日 程 [10:00-11:00] 講 義
[11:00-12:00] 実技①
[13:30-16:30] 実技②

定 員 8名

受講料 35,000円

マウス胚を利用して、PGS/PGD に必要な基礎的なバイオプシーの手技を学びます。

ART ラボ 短期集中セミナー

2018年3月26日(月) - 30日(金)

場 所 岡山大学 ART センター
対象者 胚培養業務の初心者、休業からの復帰を目指す方
講 師 高山 修(岡山大学 ART センター)
大月純子(岡山大学 ART センター)
中塚幹也(岡山大学 ART センター)

定 員 5名

受講料 宿泊代込 *1 52,900円

宿泊なし 42,500円

(別途テキスト代 *2 2,420円)

*1 岡山大学津島宿泊所での宿泊になります。食事はつきません。

*2 “生殖補助医療技術学入門(岡山大学出版会)”を使用します。お持ちの方はご購入の必要はありません。今回はリカレントセミナー特別価格(通常の2割引)で提供いたします。

胚培養業務の初心者や長期休業からの復帰を目指す方を対象に、ラボ業務のひとつおりの技術習得を目指します。岡山大学 ART コース実習のダイジェスト版で、合宿形式の短期間・少人数の集中セミナーです。ICSI は取り扱いません。

日程表 (内容は受講者の方と相談の上、変更する可能性があります)

	3/26(月)	3/27(火)	3/28(水)	3/29(木)	3/30(金)
午前 [9:00~]		実体顕微鏡の使用法 卵のハンドリング 検卵法	凍結の原理 ガラス化保存法	培養液の基礎知識 胚移植法	ヒューマンエラー対策 おさらい
午後 [13:30~]	オリエンテーション 精液検査 精液処理	c-IVF 受精卵の成長過程 胚の評価	ガラス化保存法 ガラス化加温法	ラボ業務模擬体験	

ナイトセミナー
(20:00~)

どちらのセミナーも申込締切は2018年3月14日(水)です
詳細や受講のお申込はARTセンターのホームページをご覧ください

主催：岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター

岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター実技講習会実施要項

〔平成30年1月23日〕
センター長裁定

1 趣旨

この実技講習会は、岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター（以下「センター」という。）が、岡山大学学生及び学外関係者を対象として実施することにより、高度な技術を持った生殖補助医療技術者を養成するとともに、産前産後休暇・育児等により職場を離れた者の復帰を促進するための再教育を行い、我が国の生殖補助医療の発展に資することを目的とする。

2 対象者

- (1) 生殖補助医療施設において主に体外受精等の業務を生業とする技術者（生殖補助医療技術者）
- (2) 産前産後休暇・育児等で一時的に職場を離れ、生殖補助医療技術者への復帰を目指す者
- (3) 生殖補助医療技術者への就職を目指す学生
- (4) その他岡山大学生殖補助医療技術教育研究センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた者

3 受講の申込み

実技講習会の受講を希望する者は、所定の申込書をセンター長に提出するものとする。

4 受講料及びその他受講に必要な費用

- (1) 受講料の額は、原則として、1日当たり8,500円とし、講習会の期間に応じ、その日数を乗じて得た額とする。
なお、実技講習会の内容に応じ、センター長が認めた場合は、別に定める額とする。
- (2) 実技講習会の期間が2日以上にわたる場合の宿泊先は、原則として津島宿泊所とし、宿泊費は実費の額とする。
- (3) 申込者は、原則として傷害保険に加入するものとし、損害保険料は、実費の額とする。
- (4) 教材費は、必要に応じ、実費の額を徴収する。

5 受講料等の納付

申込者は、指定する期日までに、前項に定める受講料及びその他受講に必要な費用を納付するものとする。

- (1) 受講料等の納付に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 既納の受講料等は、返還しない。ただし、センターの都合により講習会を中止したときを除く。

6 受講の決定

申込者から受講申込書の提出があり、当該申込者について受講料等の納付を確認したときは、当該申込者を受講者として決定する。

7 受講者の責務

受講生は、実習期間中において故意又は重大な過失により本学の施設設備等を毀損したときは、速やかに復元し、又は弁償しなければならない。

8 受講の取消し

センター長は、受講生としてふさわしくない行為を行った者に対し、当該許可を取消することができる。